

『本朝皇胤紹運録』の利用

——萬葉歌人高安王・市原王の系譜の検討から——

中野謙 一

(1) 高安王の系譜

高安王（大原真人高安）の一族は萬葉歌人を多数輩出しており、高安王三首、高田女王七首、桜井王二首、門部王四首、今城王九首がそれぞれ撰ばれている。大伴女郎を母とする今城王については、大伴家持との親交が『萬葉集』巻二十などにかがわれ、そのことが族人の作歌の入集状況にも関係していると思われる。また、家持が編纂の中心であったことが明らかで、八では、大伴氏の一族に限って作者名に「宿禰」を記さない箇所が多いのであるが、そのなかにあつて「高安」（一四四四・一五〇四）という略記は注目に値する。高安王あるいはその近親者が、巻八の編纂に何らかの関わりをもった可能性も十分に考えられるだろう。

このように、『萬葉集』において相当の役割を担っているらしい高安王の一族であるが、その世系については不明の点が少ない。まず、『本朝皇胤紹運録』（以下「紹運録」）によれ

ば次のような系図となる。



『萬葉集』の比較的新しい注釈書の解説をみると、まず新編日本文学全集本（以下「新編全集本」）は高安王を「長皇子の孫か」とし、門部王を「河内王の子。高安王の弟」とする。伊藤博氏『釋注』、和歌文学大系本、新日本文学大系本（以下「新大系本」）『続日本紀』なども同様で、紹運録の記載に疑問はないかのように扱っている。

しかし、新大系本『萬葉集』人名一覽は「皇胤紹運録に長皇子の孫とあるのは誤り」（高安王の項）、「皇胤紹運録に長親王の孫とあるが、新撰姓氏録と合わないの疑わしい」（門部王の項）とし、揺れをみせつつも紹運録の欠陥を指摘している。

新大系本『萬葉集』にもそれ以上の言及はなされていないが、
 黛弘道氏は早く紹運録の誤りと断じ、次のように推定されて
 いる。^{註6}



結論からいえば、これにはほぼ相違ないと考えるが、以下に黛氏の
 の説を検討しながら若干手を加えて、この一族の系譜を確定し
 たい。

まず、黛氏は次の史料から門部王兄弟を六世王と認める。

① 一本に旧本曰後賜姓大原真人。敏達天皇六代孫舒明天皇之
 後也と註せり。此舒明天皇の四字は誤字なるべし。

〔橘千蔭「萬葉集略解」卷三、三二〇題詞の条〕

鹿持雅澄『萬葉集古義』にも「一本には、敏達天皇六代孫、舒
 明天皇之後也、と註せり」とみえるが、現存諸本には伝わらな
 い注記である。これが信じられるとすれば、「舒明の直系の子
 孫であるならば、……その祖父敏達の名を挙げるにはおよばな
 いのである」^{註7}から、紹運録の系図にはなりえないことになる。

ただし、計世法には(a)本人から数える場合と、(b)子の世代か
 ら数える場合とがある。公式な記録は(b)によるが、この注記は

(a)によっている可能性もあるのではないか。たとえば、「この
 山の族七人にあたる人を、三代の孫に得べし」〔うつほ物語〕
 「俊蔭」といった場合、〈俊蔭—女—仲忠〉のように俊蔭本人か
 ら数えていることがわかる。^{註8} 世代を記す史料は他にないから、
 この点を確定することはできないが、いずれの計世法によつて
 も敏達天皇六代孫とすること自体に不都合はなさそうである。
 ここでは、〈敏達天皇—(四代または五代)—門部王〉として
 おこう。

次に、その間の世代について以下の史料を総合することによ
 り、先に示した系図が成り立つわけである。

② 大原真人、出自諡敏達孫、百濟王也、続日本紀合、

〔新撰姓氏録〕左京皇別

③ 音石山大僧都伝曰。和上諱明詮。俗姓大原氏。左京人。彦
 人皇子之後也。祖彈正尹從四位下桜井王。天平十二年賜姓
 為大原氏。〔日本高僧伝要文抄〕第三

④ 日子人太子、娶庶妹田村王、亦名糠代比賣命、生御子、坐
 岡本宮治天下之天皇。次中津王。次多良王。^{三程}

〔敏達記〕

④に「次多良王」とあるのは、黛氏のいわれるとおり「次久多
 良王」の誤写とみてよからう。^{註9} ただし、門部王らが敏達の六代
 孫(b)であるなら「当時皇親の範圍とされた五世王にもならな
 い」のに王号を付されている理由として、嫡妻の所生で次の⑥
 の「承嫡者」に該当したことを想定されているのはいかがであ
 ろうか。

⑤ 凡皇兄弟皇子。皆為親王。女帝子亦同。以外並為諸王。自親王五世。雖得王名。不在皇親之限。 (繼嗣令)

⑥ 自今以後、五世之王、在皇親之限。其承嫡者、相承為王。 自余如令。 (統紀慶雲三年二月庚寅条)

嫡出とは考えにくい事情もあり、王号については百済王が舒明の弟であったことにより説明できるだろう。百済王は大室令以降親王として扱われ、子孫もそれに従って数えられたはずである(⑤)。これは姓氏録に「百済親王」(左京皇別、鳴根真人条・清原真人条)とみえることによっても裏付けられる。よって門部王らは五世王であったことになり、無位から従五位下に叙せられた点も問題にならない。なお六代孫(a)であれば、四世王となる。

さて、黛氏の系図では百済王と門部王らの間の三代が不明となっている。①が計世法(a)によったとしても二代は空白として残される。ここで注目すべきは、紹運録が長親王の子、高安王らの父とする「川内王」である。以下、田中卓氏の説に沿って検討したい。

⑦ 為饗新羅金智祥、遣浄広肆川内王；等于筑紫。

(書紀朱鳥元年正月是月条)

⑧ 次浄広肆河内王誅左右大舍人事。

(書紀同年九月甲子条)

⑨ 以浄広肆河内王、為筑紫大宰帥。

(書紀持統三年閏八月丁丑条)

⑩ 以浄大肆贈筑紫大宰率河内王、并賜賻物。

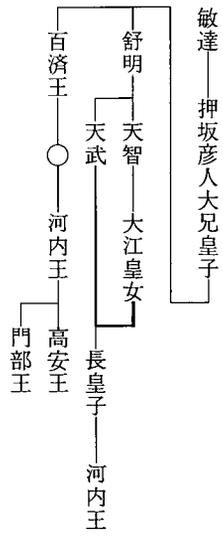
(書紀同八年四月戊午条)

⑪ 河内王葬豊前国鏡山之時、手持女王作歌三首 (萬葉集) 卷三、四一七題詞)

⑫ 授：无位河内王從四位下、 (統紀和銅七年正月甲子条)

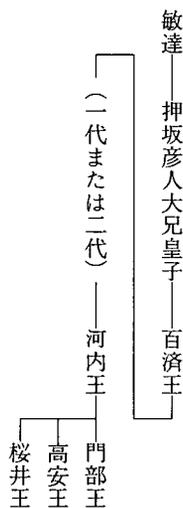
⑬ 從四位下河内王卒。 (統紀神龜五年七月癸丑条)

以上が、紹運録の「川内王」に関係すると思われる史料である。田中氏は、年代的・年齢的推定により、⑦⑧⑨の河内王Aすなわち高安王・門部王の父と、⑩⑪の河内王Bすなわち長皇子の子、という同名異人の存在を指摘された。さらに高安王兄弟の出自に関しても、黛氏に先行してほぼ同様の推定をされており、以上をまとめると次の系図のようになる。



〔二人の河内王が〕混同せられて皇胤紹運録の系譜に誤られたのではあるまいか」として、〈長皇子—河内王〉と〈河内王—高安王〉とを切り離された点の特徴である。ただし、百済王と高安王らの間を二代としたのは曖昧な年齢的推定によっており、また①を計世法(a)で解したことになる。三代であった可能性は否定しがたいから、結局、次のように考えておくしかない

だらう。



(四)市原王の系譜

皇族の萬葉歌人としては、市原王らの系譜にも同様の問題がありそうである。市原王は八首、その父安貴王^{注12}は四首の作歌が伝えられている。また、正倉院文書に

六月三日米歌林七卷^{注13}を番頭王尊者

とあり、天平勝宝三年に女蕃頭であった市原王が「歌林七卷」を書写したことがわかる。これと『萬葉集』の左注に散見する「山上憶良大夫(臣)類聚歌林」との関係は明らかではないが、『萬葉集』編纂時に参照された資料の一つではあるのだから。市原王も『萬葉集』とは関わりの深い人物といえる。さて、市原王の系譜を紹運録によって示すと次のようになる。

天智天皇——施基皇子——春日王——安貴王——市原王

新編全集本や新大系本『続日本紀』などは、安貴王を「志貴皇子の孫、春日王の子」と記し、これを疑っていない^{注14}。しかし、『志貴皇子——春日王』と「安貴王——市原王」との間に断絶があることは、すでに塩谷香織氏によって明らかにされている^{注15}。塩谷氏はさらに、市原王を河嶋皇子の曾孫とする仮説も提示されており、同説によれば



という関係になる。ここでは塩谷氏の説を検証し、いくらか補強するような材料を挙げたいと思う。

まず、塩谷氏は安貴王の生年の下限を慶雲三年(七〇六)とされる^{注16}。問題となるのは春日王の生年であるが、史料に追って検討してみよう。

⑭ 浄大肆春日王卒。(統紀文武三年六月庚戌条)

⑮ 授…无位…春日王…從四位下、

⑯ 授…從四位下…春日王…從四位上、(統紀養老七年正月丙子条)

⑰ 授…從四位上…春日王…從四位上、

(統紀天平三年正月丙子条)

⑱ 授…從四位上…春日王…正四位下、

(統紀天平十五年五月癸卯条)

⑲ 散位正四位下春日王卒。(統紀天平十七年四月乙卯条)

⑳ 凡授位者。皆限年廿五以上。唯以蔭出身。皆限年廿一以

上。 (選叙令)

⑳ 凡蔭皇親者。親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王者。從五位下。子降一階。庶子又降一階。唯別勅処分。不拘此令。 (選叙令)

㉑ 春日王歌一首 志貴皇子之子母曰多紀皇女也

(『萬葉集』卷四、六六九題詞)

⑲の春日王Aは明らかに別人であり、⑳㉑によって⑮⑯の春日王Bは志貴皇子の子とみてよい。母の多紀皇女は文武二年(六九八)から大宝元年(七〇一)の間齋王であったとされ、⑮の初叙位年齢を考え合わせると春日王Bは大宝二年または三年の生まれとなる。安貴王の父とするには生年を早めなければならぬが、多紀皇女が齋王になる以前とするのは無理であろう。以上により、安貴王は春日王Bの子ではないことがわかる。

ここから先は、塩谷氏が仮説にとどめられたところであるが、要は次の三点になるだろう。

(1) 姓氏録に「春原朝臣、天智天皇皇子、淨広彦河島王之後也」(左京皇別上)とあるのが信用できること。
(2) 河嶋皇子の子を安貴王の父とすれば年齢的に問題はないこと。

(3) 春日王Aは安貴王の父である可能性があり、それならば同名異人による系譜の混乱と解釈できること。

(1) について、市原王の子五百枝王が春原朝臣を賜ったのは大同元年(八〇六)で、姓氏録成立はその八年後の弘仁五年(八

一四)である。しかも姓氏録成立当時、五百枝は從三位で、桓武天皇の同母姉能登内親王を母にもつという要人である。その家系について、姓氏録の記載に重大な誤りがあったとは考えられない。また、次にみるように、志貴皇子とすべきところを兄の「河島王」と誤記したという可能性はない。

⑳ 左京人大舍人助正六位上氏宗王男岑兄：等十九人、賜姓惟原朝臣、其先出自田原天皇之後春日親王也。

(『三代実録』仁和元年二月十五日辛丑条)

これは春日王Bの子孫への賜姓である。志貴皇子の子孫について記す際には、その第六子である光仁天皇の系統との区別が必要で、そのために志貴皇子の子の世代まで名を挙げるのである。諸氏族の出自を確定する目的により編纂された姓氏録においては、先の「百濟親王」の場合と同じく、誰の代で皇統から別れたかが明らかにされなければならない。さらに、春原朝臣の姓についても考えておこう。

㉑ 淡海朝臣、春原朝臣同祖、河島王之後也、 (姓氏録、左京皇別上)

㉒ 左京人六世無位三坂王賜姓淡海真人。河嶋王子裔孫也。

(『三代実録』貞觀七年六月十六日乙丑条)

これらによると、河嶋皇子の子孫には春原朝臣と淡海朝臣(真人)があったことになる。河嶋系には淡海を氏とする者が多かったと仮定しても、五百枝は先に述べたとおり母系によって皇統と親密になったため、他の河嶋系と区別されたということが考えられる。淡海は「淡海帝」に由来するのであろうが、春原

や②の惟原などは地名とも解されない。嵯峨天皇が皇子たちに源朝臣を賜い、それが通例となったことからすれば、この「原」は「源」と同義に用いられたものではないだろうか。佐伯有清氏は「公卿補任」(弘仁三年条)の春原五百枝についての頭書「田原天皇四代正四下春日王曾孫」を根拠に、志貴皇子の諡号「春日宮御宇天皇」「田原天皇」から一字ずつとした美称と推測されているが、頭書は紹運録に基づく後代の追記とも考えられる。

(2)について、河嶋皇子は持統五年(六九一)に浄大参で薨じた。「懐風藻」に「時年三十五」とあるから、先にふれた安貴王の生年の下限に照らせば、その祖父とするにふさわしい年齢であることがわかる。市原王は河嶋皇子の曾孫である可能性が高いといえる。

問題は(3)で、塩谷氏は特に根拠を示されていない。紹運録の「志貴皇子―春日王―安貴王」から、(1)に倣って「志貴皇子―春日王」と「春日王―安貴王」とをみとめることはできないだろうか。志貴皇子の子ではない春日王、すなわち春日王Aを安貴王の父とすることに、年齢的な問題は^{注21}ない。この春日王Aを河嶋皇子の子とすることも年齢的には可能で、さらに次の唱和が伝えられていることに注目したい。

弓削皇子遊吉野時御歌一首

滝上之 三船乃山尔 居雲乃 常将有等 和我念久尔

〔萬葉集〕卷三、二四二

春日王奉和歌一首

王者 千歳二麻佐武 白雲毛 三船乃山尔 絶日安良米也
(同、二四三)

右の春日王は、春日王Aであるとみて間違いないだろう。春日王Aが河嶋皇子の子とすれば、河嶋皇子の同母姉大江皇女が弓削皇子の母であるから、弓削皇子と春日王Aとは従兄弟同士になる。ほぼ同時に死亡しているのは気になるところだが、不明であった両者の関係が従兄弟同士ということになれば、右のような唱和がなされたとしても不自然ではない。

以上により、紹運録の「施基皇子―春日王―安貴王」という系譜は、先の「長親王―川内王―高安王」と同様の誤りを含む可能性が高いと考えられる。

小结 同名異人と系図の誤記

ここまでに、同名異人の存在による混乱とみられる二つの事例を扱ってきた。では、紹運録という文献は一体どのような性格をもつのだろうか。^{注22}

⑤今夜内府持参帝王御系图草^{依仰所覽之、}三位中将曰、件御系图自往古不一決事等多之、今度可被決定也者、

(『薩戒記』応永三十三年五月十四日条)

⑥文亀壬戌林鐘中旬申出禁裏御本^{西山内府滿季公筆 銘後小松院宸筆} 凌炎曇之病眼終書功者也、
(「飛鳥井本」紹運録、本奥書)

これらにより、後小松上皇の命により洞院満季の「新作」した「帝王御系図」が本書にあたりとみられる。内容的には、「當時流布していた多くの皇室系図を照合勘案し、新たに天神七

代、地神五代を加えて「編纂したものと考えられるが、紹運録の原資料となった皇室系図にはどのようなものがあったのだろうか。『本朝書籍目録』には「帝王系図」四種、「帝王広系図」一種が載録されるが、現存する「帝王系図」との関係についてはほとんど明らかにできない。^{注25} 現存するものは、

A. 「帝王系図」(『秋日本紀』巻四)

各天皇について、書紀にみえる全ての皇子女を挙げる。記載順も書紀に従っている。一説に舍人親王撰の「系図一卷」にあたるというが、^{注26} 一巻という分量からして、少なくとも内容的には大差なかったと思われる。

B. 「帝王系図」(『壬生家雜文書』所収)^{注27}

豎系図と横系図があるが、いずれも皇位継承に関わる人名のみを繋いだもの。

C. 「帝王系図」(脇坂本「尊卑分脈」所収)^{注28}

皇子女のみならず、その子孫を広範に載録する。右の三つのうち、いずれかの類型に属するとみてよいだろう。皇位継承に直接関わらない皇子女の記載について比較すると(ただし、神功皇后・飯豊青皇女は天皇とみなす)、Aは皇子女と、皇孫以下のうち后妃に連なる者、武内宿禰に連なる者、日本武尊の子女、磐坂市辺押羽皇子の子女、その他の重要人物のいずれかに該当し、かつ書紀にみえる者にかぎり記載している。Bは聖徳太子のみである。Cには何世まで記すといった方針がみられず、臣籍に降った者に至る例もある。このようにみると、帝王系図において不可欠なのは、皇位継承に関わる人名

をつないだ部分のみであることがわかる。^{注29}の「帝王御系図」においても、根幹となる要素としては同様のものであったはずである。では、^{注30}に「自往古不一決事等多之」とあるのはどのようなことを指すのだろうか。不可欠な部分において帝王系図諸本の間に異同がみられるのは、唯一、継体天皇の父祖の系譜である。

A 応神天皇—稚淳毛—二派皇子—大郎子—彦主人王—男大迹天皇

B 応神天皇—卑総別皇子—大迹王—弘斐皇子—彦主人王—継体天皇

そして、両者を折衷したようなかたちになっているのが

C 応神天皇—稚淳毛—二派皇子—大郎子—彦主人王—継体天皇

—卑総別皇子—大々迹王—私斐王—汗斯王

であり、「飛鳥井本」紹運録である。

—應神天皇—稚淳毛—二派皇子—大郎子

—卑総別皇子—大々迹王—私斐王—彦主人王—継体天皇

このような異伝について「決定」するのが、満季の「新作」における課題だったのではないかと思われる。^{注29}しかし、ここで確認しておきたいのは、皇位継承に関わる人名をつないだもの、という帝王系図の本質である。

次に、このような帝王系図(紹運録以前のものを想定することも可能)に対して、どのような書き継ぎや書き換えが行われたのか、ということが問題になる。『実隆公記』に、^{注30}に該当する

²⁷ 今日日本紹運図終書写功、(文亀二年六月十五日条)

²⁸ 帝王紹運録愚本終書功了、(同二十一日条)

⑳禁裏紹運録御本近代分依仰書繼之、所々僻字等同直進上
之、
(同一二三日条)

という記事がある。㉗「日本紹運図」は㉙「禁裏紹運録御本」、すなわち満季本(㉘「禁裏御本」ということになるが、実隆はまずこれを書写した。そして当時の天皇・皇親までを書き継ぎ、誤字を訂正した㉚「帝王紹運録愚本」を別に作ったのである。原文保存・増補改訂という現代にも通ずる文献の扱い方が、実隆の姿勢にはみられる。もともと、原本に忠実な写本の方は早く失われたようで、実隆本が紹運録の一系統を形成した。このように増補改訂が行われていったが、さらに別の目的でも書き加えられることがあったに違いない。余白への私的な書き込みである。本稿で扱った高安王や市原王のような遠皇親の系譜は、本来帝王系図に記載されるべき性質のものではない。逆^{注30}に皇親名籍の類を参照して広範に記載する系図であつたら、一部分のみを詳細に記すといった恣意的なかたちはとらないはずである。たとえば、統紀にみえる二世王八一名のうち^{注31}、群書類従本紹運録にみえるのは二六名に過ぎず、そこに一貫した方針を見出すことはできない。

では、恣意による書き込みとはどのように行われたのか。筆者は次のような過程を想定する。たとえば、A系の帝王系図を所持する者が『古事記』を読むとすると、皇子女名が出てくるたびに、傍らに系図を開き対照するといったことがありうる。ところが、「敏達記」の「日子人太子」の子女七名についてみると、系図には舒明天皇・茅渟王しか記されていない。そこ

で、余白に線を引いて残りの五名を書き加える、ということがあっただろう。当人としては個人的な手控えのつもりだったとしても、それを含む系図が書写される際に、本文への混入を防ぐことは困難である。

さて、このようなかたちで書き加えられたと思われる部分や注記の類は、実隆が㉙「近代分依仰書繼之」と記したような公的な増補とは区別して考える必要がある(「私的増補」とよぶことにする)。私的増補の素材を提供した文献は広汎に渉るだろうが、先にも述べたように皇親名籍の類は主要なものとなっていない。ただし、系譜関係の不明な箇所などを積極的に調べ、つなげようとする意識がはたらいて、それらが参照されるという場合はありえただろう。しかし、多様な文献が基になった結果と考えないと、断片的な載録状態は説明できないのである。皇子女の代までの記事は六国史をはじめとする文献に残りやすいが、二世王以下となると、まとまった系譜情報が一般に伝わるのは、聖徳太子関係資料や天武系皇親系図(薬師寺縁起^{注32}所引)のように特殊な例のみである。資料のあり方からして、そこに偏りがあらわれて当然といえる。^{注33}

ここで、系図を転写する際に生ずる原本の改悪について整理すると、大雑把にいえば(1)原本からの単純な誤写、(2)加筆時の解釈や考証に起因する誤記、(3)政治的意図による改竄^{注34}、のように類型化できるだろう。本稿では主に(2)について扱った。私的増補の可能性については先に述べたが、これが杜撰に行われると、同一人物の重出あるいは同名異人の竄入が起こる場合があ

る。重出は同名異表記の資料を無批判に用いたことによるものが多く、紹運録には聖武皇子の「浅香皇子」^{注35}、「安積親王」などの例がある。竄入は同名異人を同一人物と誤った場合に生ずることが多い。逸文「上宮記下巻注云」に聖徳太子の子「長谷部王」の系譜がみえるが、「娶大伴奴加之古連女子名古氏古郎女生児」という部分は、同名の崇峻天皇の記事である。^{注36}「萬葉集」巻六、一〇二三題詞脚注も同名異人による誤記とされ、^{注37}系図に限らず私的増補の類全般に注意が必要である。嵯峨朝以前の皇族の名は、一般に乳母の氏の名や地名であったから、同名異人の例は文献にみえるものだけでも非常に多いのである。

(イ)・(ロ)において検討した系譜は、同名異人の存在が明らかなる後に断絶が認められることが共通している。〈河内王―高安王〉〈春日王―安貴王〉という系譜情報を伝える文献は紹運録のみであるが、先に検討したところが大筋で誤りないとすれば、①のように現存諸本にみえない所伝があり、それらを誤って同名異人につなぐ私的増補が行われたもの、ということになる。(イ)でいえば、高安王の父を河内王と伝えるものがあつたが、これを長親王の子の河内王と誤認し、その結果長親王の系譜に高安王以下が竄入した、と考えられるのである。

一般に、私的増補によると思われる系譜や注記は、根幹となる記事と次元が異なるのはもちろん、それぞれ個別の要素に分解した上で吟味しなくてはならない。(イ)の例では、〈長親王―河内王〉と〈河内王―高安王〉とは別々に扱われるべきだった。(ロ)の例でも、〈施基皇子―春日王〉と〈春日王―安貴王〉

とを分けて考えることが必要である。同時に、文献全体としての性質と、個々の要素との関係を見極めなくてはならない。紹運録独自の情報を用いる際には、そういった点に十分注意を払うべきだろう。

本稿は具体的な系譜の真偽を糾すことに重きをおいたため、膨大な紹運録のごく一部をとりあげたにすぎない。諸本の解析も大変不満足な状態にとどまっており、これらを今後の課題としたい。

注

1 続紀天平十一年四月甲子条に大原真人賜姓のことがみえる。以下、本稿では「王」の呼称に統一する。

2 一四四四題詞脚注に「高安之女也」とあり、紹運録に合致する。

3 続紀には二人の門部王がみえる。黛弘道氏の考証によれば(注6)、後の大原真人門部の歌であることが明らかなのは三七一・五三六のみ、別人(二世王)の歌であることが明らかなのが「一〇三、いずれとも定めがたいのが三一〇・三二六となる。ここでは明らかに別人の一首を除き四首としておいた。もう一人の門部王は高市皇子の子(澤田浩氏『薬師寺縁起』所引天武系皇親系図について)『国史学』一四二、一九九〇年一月)。

4 五一九題詞脚注。大伴女郎を大伴坂上郎女とし、今城王の父を穂積皇子かとする説があるが(岸本由豆流『万葉

集攷証)、「今城王後賜大原真人氏也」というからには高安王と同系のはずで、世代からすれば高安王兄弟のうちいずれかの子であろう。高安王・桜井王・門部王の出生順は明らかにできないが、初叙位(従五位下)は門部王・高安王・桜井王の順で、紹運録の記載順よりはこちらを年齢順としておく方がよからう。高安王・門部王の昇叙を追っていくと、その後正五位上までの三階が同時(記載はいずれも高安王・門部王の順)、従四位下以降は高安王が先行している。賜姓の際にも高安王の名のみが記されており(注1)、一族の中心人物であったことがわかる(三名とも生存は確認される)。年長の門部王は庶子で高安王が嫡子であるといった事情が推測される。三〇九八左注「紀皇女竊嫁高安王被噴之時、御作此歌。但、高安王左降、任之伊与国守也」については諸説あるが、高安王は伊予国守の時に近隣三国の按察使に任ぜられており(続紀養老三年七月庚子条)、地方官となり都を離れたことを「左降」と表現したにすぎないようで、その後も順調な歩みをみせている。なお、尾山篤二郎氏はこれらの問題をめぐり一連の大胆な推論を展開しているが(『大伴家持の研究』平凡社、一九五六年四月)、すでに挙げたもの以上の判断材料は見出しがた

い。「阿倍広庭卿」(一四二三題詞)、「藤原宇合卿」(一五三三題詞)のような例はあるが、姓は敬称として機能する

から、それを「卿」が担う場合は記されないのである。また、諸王の「王」を記さない例も「高安」以外にない。

6 「万葉歌人「門部王」小考」(『五味智英先生古稀記念

上代文学論叢』笠間書院、一九七七年一月)。

7 ただし、「舒明天皇の四字を誤字と考えると、そこに本来あるべき人名として、……高安王らが考えられる」とすれば、門部王が高安王の子孫ということになってしまう。『新撰姓氏録』(以下、「姓氏録」)のように百濟(親)王の名を挙げるのが、ここでは最も適切である。

あるいは、本来「百濟親王」とあったものを、注記者または書写者が姓氏録の記載を見落とし、百濟宮の名から舒明天皇のことと誤って改めたのではないだろうか。舒明が「百濟天皇」と称された可能性については、佐伯有清氏も指摘されている(『新撰姓氏録の研究』考證篇第一へ吉川弘文館、一九八一年一月)。ただし、佐伯氏が大原真人氏の意図的な系譜操作を想定された点は疑問である。

8

このような例は中古以降の物語などに少なくない。「鎌足のおとどより第六にあたりたまふ、……その冬嗣の大臣」(『大鏡』天巻)という場合も、(鎌足―不比等―房前―真桶―内麻呂―冬嗣)と数えているし、「一品式部卿葛原親王、九代の後胤、讃岐守正盛」(『平家物語』巻第一)というのも、やはり(葛原親王―高見王―高望王

—国香—貞盛—維衡—正度—正衡—正盛—との数え方による。

9 「姓氏家系大辞典」にも「百済王は舒明帝の御弟多良王の事かと云ふ」とある。「百済」は古く清音クハラであったと考えられるから、「久多良」と表記されても不自然ではない。
注4参照。

11 「紀皇女をめぐる論争について——併せて高安王の系譜を論ず——」(『万葉』九、一九五三年一〇月。『田中卓著作集』五所収)。

12 九八八題詞に「市原王宴禰父安貴王歌一首」とある。

13 『大日本古文書』十一、四七四頁。

14 新大系本『萬葉集』や和歌文学大系本も同様であるが、『釋注』は「これを疑う説もある」として以下にみる塩谷論文を挙げる。

15 「志貴皇子系譜の疑問——市原王は志貴皇子の曾孫ではない——」(『学習院大学国語国文学会誌』二十三号、昭和五十五年)。

16 通説により三〇六を養老二年(七一八)の作とすれば、生年の下限は二年ほど遡ることになるだろう。

17 題詞脚注は必ずしも信用できないが、ここは二四三の作者との混同を避けるための注記と考えておきたい。

18 「遣当耆皇女侍于伊勢齋宮」(『統紀文武二年九月丁卯条』)、「遣泉内親王侍於伊勢齋宮」(同大宝元年二月己未条)に

よる。

19 淡海三船ら大友皇子の子孫にも淡海真人氏があったことが知られるから、志貴系などの特例を除く天智系、というべきかもしれない。

20 前掲注7書。

21 ただし、書紀持統紀三年四月甲辰条に「春日王薨」とだけみえる、いま一人の春日王についてもみておかねばなるまい。この王を安貴王の父にあてることも不可能ではないが、安貴王は初叙位(『統紀天平元年三月甲午条』)當時四〇歳以上であったことになるので、より適当な候補は春日王Aであるといえる。

22 諸本の系統については、『図書寮典籍解題』歴史篇(養徳社、一九五〇年二月)参照。

23 東大史料編纂所蔵の明治末期謄写本による。「飛鳥井本」(伝飛鳥井雅庸筆)は載録された皇子女も比較的少なく、誤記も無批判のまま伝えることから、原本に近いものと推定される。なお、この本に川内王や春日王の子孫はみえない。

24 『日本史大事典』(平凡社)、今江廣道氏担当「本朝皇胤紹運録」の項。なお神代の系図については、以下において検討の対象から除外した。

25 和田英松『本朝書籍目録考証』(明治書院、一九三六年一月)三二六―三二九頁。

26 平田篤胤『古史微開題記』に、「今の本に、系図巻は關

たれど、釈紀に載たる帝王系図、決めて其れなるべく所
思たり」とある（『平田篤胤全集』十二へ法文館書店、
一九一四年七月、三四頁）。同説によれば、「淡路廢帝」
や「光仁天皇」は書き継がれたものとなる。

27 東大史料編纂所蔵の影写本（『帝王系図並勘例』によつ
た。

28 東大史料編纂所蔵の影写本によつた。

29 満季の原本を復元するのは困難であるが、諸本や他書と
の比較により、おおよその範囲を推定することは可能と
思われる。たとえば、群書類従本は押坂彦人大兄皇子の
子として七名を挙げるが、「飛鳥井本」では皇統に連な
る二名のみである。帝王系図A・Bなども二名のみであ
り、ここでは「飛鳥井本」を抄録とみるよりも、原本の
かたちを留めたものと考えべきだろう。

30 先の「帝王広系図」は「百卷」という量であり、皇親を
網羅するような系図が存在した可能性はある。しかし、
紹運録がそういった系図に依拠していないことは明らか
だろう。

31 従四位下初叙の八〇名と正四位上初叙の長屋王とを数え
たもので、少数の三世王が含まれている。

32 群書類従本には、「押坂彦人大兄皇子」・「茅渟王」（記は
「智奴王」という書紀系の表記と、「中津王」以下のほ
ぼ「敏達記」と一致する表記が混在している。後者が古
事記系の資料に基づいていることは明らかである。

33 偏りを含め一定の方針をもって編まれた帝王系図もあ
る。「尊卑分脈」の皇別諸氏の系図と符合する注記を持
つ紹運録の写本は、意図的に諸氏系図と組み合わせるか
たちで整理されたものであろう。「薩戒記」や「実隆公
記」の記述からすると、原本がそのようなものであった
とは思われないが、なお諸本の検討を要する問題であ
る。

34 (イ)・(ロ)については、その可能性を考えなくてよいであろ
う。後世において子孫たちがそのような力を發揮しえた
形跡はない。

35 『聖徳太子平氏伝雜勘文』下三（仏書刊行会編『大日本
仏教全書』一一二、一〇四頁）。

36 大山誠一氏は、「上宮記下巻注云」の系譜を書紀が崇峻
の妃や子女に借用したとされる（『上宮記』の成立）、
『聖徳太子の真実』（平凡社、二〇〇三年一月）。し
かし、崇峻紀五年一月乙巳条分注の「大伴嬪小手子」
に関する記事には具体性があり、存在感の薄い崇峻への
同情といったことだけでそのような作為をほどくすとは
考えがたい。

37 注3参照。